

## 令和5年度第4回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和5年度第4回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■番■■■■委員、■番■■■■委員以上の2名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■委員にお願いします。
報告第1号	議 長	それでは議事に入ります。報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。無いようであれば、報告第1号を終わります。
報告第2号	議 長	続きまして報告第2号「農地改良届について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	■■■■の具体的にはどの辺ですか？町が届出するという事は、個人でぶどう団地を造成するのではなくて、町が造成したのち個人へ払い下げということなんでしょうか。もし分かれば教えてください。
	■■■■	先日機構を通じて地権者のかたから集積された土地があるんですけども、そこを造成して実際作られるほうの人にはこれから貸し付けをするようになります。
	■番	ぶどう団地ということで個人に貸すんですか？中間管理機構に土地を貸して町は中間管理機構から借り受けて造成をするんでしょうか。団地等を作る時には中間管理機構に集積してもらって、ぶどうだけなのか他の野菜でも町が造成して払い下げのような形になるのかその辺がよく分かりません。
	議 長	おそらくこの土地については今の話しからいくと、事業をするために中間管理機構へ貸し出しをしていて、今は個人の耕作になっているものを町が入って土地改良をするというのは補助金の関係でそうなるんでしょうか？

	■■■■	振興係が担当ですので詳しく説明ができないんですけども。
	議長	だから、これが出来上がった時には個人対次に耕作をされる■■■さんという女性との利用権設定ですよ。これを所有者から機構が借り受けてできたら機構から■■■さんに貸し付ける。あくまで利用権設定です。
	■■■■	実際作る人のほうへ機構から貸し付けをしてしまうと、そこから賃貸借の料金が発生してしまうので作れないのに支払う状況になってしまってまだ貸し付けが完了していないという状況というのは聞きました。
	■■■番	収益が上がらないのに貸し付けをしないよということですね。
	■■■係長	賃貸借料金を払うようになってくるので1年間機構へ集積している状態で土地を改良するというふうに聞いております。完了してから作業されるかたへ貸し付けを行うような日程になっているようです。
	議長	場所は集会所の下のほうになるのかな。■■■から上へあがる道ですよ。
	■■■番	■■■から■■■へ行く道の手前です。
	議長	ここへ入られるかたは去年大学を出られたばかりのかたで、お姉さんのほうがもう一か所のところで去年からやっていて、その妹さんが今回されるそうです。ですので、結構な規模になります。おそらく来年から植え付けに入られるんだろうと思います。
報告第3号	議長	続きまして報告第3号「農地転用（農業用施設）届について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	農業用施設については200㎡以下は地目変更でなくして農業用施設としての届け出で成立をいたします。200㎡を超えるものにつきましては4条申請をして地目変更をしていただく必要がありますが、この場合はその範囲内でございますので届出だけで処理できるという特例のものでございます。
	議長	他にございませんか。無いようですので、本日ご提案します議案については終了しました。
		午後1時35分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和5年8月28日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>